#### 自治体職員のための政策法務入門

~公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して~

### 和宗

鹿児島大学法文学部法政策学科准教授

宇那木正寬

# 都道府県条例と市町村条例の競合

ています。 できる地方公共団体を、 好な景観又は風致を維持するため条例を制定 で規律対象とすることは考えられません。 す。この場合、 都道府県条例又は市町村条例が制定されま が定められています。その事務区分に従って、 例えば、屋外広告物法第3条第1項は、 法定の事務は、 他方、 同一事務に係る事項を両条例 自転車の安全利用の促進及 個別の法令により事務区分 都道府県であるとし 良

# 今回のポ

点について解説します。 うに整理されるのでしょうか。今回はこの せん。この場合、 都道府県条例と市町村条例は、競合して同 事項について定める場合が少なくありま 両者の適用関係はどのよ

## 1

市町村であるとしています。 【都道府県条例に限定している例】

### 屋外広告物法

(広告物の表示等の禁止

第3条 ができる。 表示又は掲出物件の設置を禁止すること 掲げる地域又は場所について、 ために必要があると認めるときは、 により、良好な景観又は風致を維持する 都道府県は、条例で定めるところ 広告物の 次に

# 【市町村条例に限定している例

法律 等の駐車対策の総合的推進に関する 自転車の安全利用の促進及び自転車

第6条 により、その撤去した自転車等を保管し を撤去したときは、 条例で定めるところにより放置自転車等 るため必要があると認める場合におい 環境を確保し、その機能の低下を防止す なければならない。 市町村長は、 条例で定めるところ 駅前広場等の良好な

される委任条例は、 なお、 次のような法律の委任を受けて制定 当該法律の一部として、

び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する

務について、 法律第6条は、

条例を定めることができるのは 同条に定める自転車撤去の事

反する都道府県条例や市町村条例は、 施行されるものです。 反するものとして違法になります。 よって当該委任条例に

### 水質汚濁防止法

排水基準

第3条 環境省令で定める によるものを含む。以下同じ。)について、 排水基準は、排出水の汚染状態 (熱

3

とができる。 同 に排出される排出水の汚染状態につい 認められる区域があるときは、その区域 生活環境を保全することが十分でないと 基準によつては人の健康を保護し、又は 社会的条件から判断して、第1項の排水 する公共用水域のうちに、 て、 許容限度を定める排水基準を定めるこ .項の排水基準にかえて適用すべき同項 都道府県は、 、水基準で定める許容限度よりきびし 政令で定める基準に従い、 当該都道府県の区域に属 その自然的 条例で、

事務)、 ①広域事務 町村の事務が区分されています。具体的には の定めるところにより、 法定の事務に対し、 地方自治法第2条第3項から第5項まで 連絡が必要とされる事務)、 ②市町村連絡調整事務(市町村間の (複数の市町村にまたがる広域 法定外の事務につい 都道府県の事務と市 ③補完事

0)

2条第3項、 外は市町村の事務とされています 事 理 務 務とされ(自治法第2条第5項)、 「することが適当でない事務) (規模又は性質において一般の市町村が処 第4項)。 は都道府県の (自治法第 それ以

に、 少なくありません。 ごみのポイ捨て行為を規制する場合のよう 町 を規律対象とする競合関係が生じうる場合が けるため、 法第2条第5項の規定は、 対条例が制定されます。 この事務区分に従って、 都道府県条例と市町村条例で、 共管的事務領域が生じ、 しかし、 区分の具体性に欠 都道府県条例と市 地方自治 同一行為 例えば、

くと、 あるのです。 などもあり、 独立性を有していることや首長の政治的思惑 都道府県と市町村は、 両者が共に地域の経営主体として高い 同 様の政策が重なることはよく 特定の政策分野を除

害給付金の支給により被災者を支援する目 例も適用になるのが、 係はなく、また、 条例の間には、 になるのでしょうか。 競合関係が生じた場合にいずれの条例が適用 都道府県条例と市町村条例がある場合、 関係に立つわけではないので、 このように、条例の規律対象事項について、 法律と条例間のように優劣関 両者は、特別法と一般法と 都道府県条例と市町村 原則です。 例えば、 いずれの条 災

> 付要件が全く同じであっても、 も適用になります。 いずれの条例

除外型、 除外規定は、 という手法がとられます。 区分を定める方法としては、都道府県条例 する義務が競合する関係) とっては二重の負担になる場合があります。 あるいは住民に義務を課す規定がある場合、 せん。しかし、住民の権利や自由を制限し、 とって何ら不利益となることはありません。 することができます 定める規定を**適用除外規定**といいます。 適用区域から特定の市町村の区域を除外する 府県条例において適用区分があらかじめ、 いずれの条例も適用になるとすると、 重複適用が問題視されることはあまりありま むしろ利益となる場合もあります。そのため、 的競合関係の場合、 定除外型、 められていることが少なくありません。 合する関係) 合関係(住民の権利や自由の制限について競 市町村条例の間に義務的競合関係 このような点を考慮して、 例に挙げた給付的な政策分野における受益 ⑤協議除外型、 ③効果的条例除外型、 おおむね、 が生じる場合については、 重複適用される住民に ①単純除外型、 ⑥申出除外型に分類 このような手法を あるいは規制的競 都道府県条例と ④超過規 (住民に対 適用 定 道

#### 1 単純除外型

0)

です。 当該地域に対する都道府県条例の適用を、 条件あるいはこれに近い条件で除外するもの 単純除外型とは、 特定の地域を指定して、

### 【単純除外型】

### 廃棄物の適正な処理の確保に関する (長野県

適用除外

条 例

第57条 この条例の規定は、 については、 適用しない 長野市の 区 域

# 大阪府建築基準法施行条例

(建築主事を置く市町村の区域につい

適用除外

第 79 条 建築主事を置く市町村 第8章から第10章までの規定は の区域につ

#### 2 制定除外型

適用しない

かは問いません。 道府県条例より緩やかな規制か、 域を除外するものです。 いる場合に、当該市町村条例が適用される区 市町村条例が制定され、 制定除外型とは、 都道府県条例と競合する 当該市町村条例が都 あるいは制定されて 厳しい規制

### 【条例制定除外型】

# 建築物等の制限に関する条例(岡山県

(市町村条例との調整

第 14 条 ては、 に相当する内容を規定する条例が定めら れた場合には、 この条例の規定は、 市町村において、 当該市町村の区域につい この条例 適用しない。 0) 対規定

# !山県福祉のまちづくり条例

(市町村条例との関係

第 32 条 例を有すると知事が認めるときは、 適用しない。 市町村の区域については、前章の規定は 市町村がこの条例と同じ目的 当該 の条

#### 3 効果的条例除外型

町村条例が制定され、あるいは制定されてい 等あるいは、 除外する地域を具体的に明示するもの \$ タイプには、 道府県条例の適用を除外するものです。 る場合に、当該市町村条例の区域における都 0 効果的条例除外型とは、都道府県条例と同 があります。 (非公示型)、 除外する地域を特に明示しない 都道府県条例よりも効果的な市 知事規則、 公示等により (公示

#### (非公示型)

## 山形県水資源保全条例

第16条 されると知事が認めるときは、 全を図るための措置の適切な実施が確保 (市町村の条例との関係 市町村の条例により、 水資源 当該市町 の保

> での規定は適用しない。 村の区域においては、第10条から前条ま

# 神奈川県土地利用調整条例

(市町村条例との関係

第19条 用しない。 るものであるときは、 が第3条第1項の規定による協議を要す 該市町村以外の区域における開発行為等 村以外の区域にわたる場合であって、 区域における開発行為等については、 めるときは、この条例は、当該市町村の 以上の効果が期待できるものと知事が認 したものであり、 する条例の内容が、この条例の趣旨に則 市町村が開発行為等に関して制定 ただし、開発区域が当該市町 かつ、 この限りでない。 この条例と同等 当 適

### 【公示型

(市町村の条例との関係

神奈川県地球温暖化対策推進条例

第 57 条 2 即したものであり、 化を防止するため、この条例で定める事 定する条例の内容が、この条例の趣旨に 項以外の事項に関し、 の自然的社会的条件に応じて、地球温暖 を定めることを妨げるものではない。 市町村が地球温暖化の防止のために制 この条例の規定は、 かつ、 条例で必要な事項 この条例と同 市町村が地域

市町村の区域には、 知事が指定する節又は条の規定は、 例に規定する事項に該当するものとして 認めて公示したときは、 等以上の効果が期待できるものと知事が 適用しない。 当該市町村の条

## 京都府地球温暖化対策条例

第 64 条 村の区域については、 して規則で定めるものが適用される市町 る規則で定める規定は、 (市町村の条例との関係 規定と同等以上の効果を有するものと おいて、 他の内容に関して条例を制定した場合 市町村がこの条例に定める手続そ 当該条例の規定で、この条例 当該規定に相当 適用しない。

# 大阪府動物の愛護及び管理に関する

第21条 市町村の条例との関係 飼養者(犬の飼養者を除く。)

遵守すべき事項に関して、

この条例と同

3 条、 係る部分を除く。)の規定は、適用しない より指定するものの区域については、 る市町村であって規則で定めるところに が認める内容を有する条例を制定してい 等以上の効果が得られるものとして知事 第5条及び前条(第4条の規定に

#### 4 超過規制除外型

厳しい規制を定めた市町村村条例がある場 を認めるタイプです。 条例の適用を除外し、 超過規制除外型とは、 当該規制的競合部分について、都道府県 当該市町村条例の適用 都道府県条例よりも

### 愛知県建築基準条例

市 町村条例との関係

第 42 条 ろによる。 部分については よつて、 える制限を附加する場合は、そのこえる 市町村が法及び令に基づく条例に この条例の規定による制限をこ 当該条例の定めるとこ

#### 5 協議除外型

果的条例協議型) は、 が制定された場合に、 制定されていることをもって協議するタイプ を決定するものです。競合する市町村条例が と協議することにより、適用関係(除外関係 (単純協議型)と都道府県条例と同等あるい 協議除外型とは、 都道府県条例よりも効果的な市町村条例 があります。 都道府県知事が市町村長 協議をするタイプ

#### 【単純協議型

# 広島県環境影響評価に関する条例

市町条例との関係

第47条 の見地から環境影響評価に関する条例を 市町が対象事業に関し環境の保全

> 規定の適用については、 内における対象事業に関するこの条例の 知事とが協議して定めるものとする。 制定した場合において、 当該市町の長と 当該市町の区域

### 【効果的条例協議型】

# 鹿児島県環境影響評価条例

(市町村との関係

第 44 条 関係する市町村と密接に連絡し、 あると認めるときはこれに協力を求める る環境影響評価その他の手続について、 な運用を図るため、 ことができる。 知事は、この条例の適切かつ円滑 この条例の規定によ 必要が

2 かつ 象事業に関するこの条例の規定の適用に おいて、当該市町村の区域内における対 できるものとして知事が指定した場合に 条例の内容が、 見地から制定した環境影響評価に関する して定めるものとする。 ついては, 市町村が対象事業に関し環境の保全の この条例と同等以上の効果が期待 当該市町村の長と知事が協議 この条例の趣旨に即

K 的な市町村条例が施行された場合、その適用 に基づく手続が既に行われている際に、 示型)を基本としていますが、 ついて、 次の宮城県条例は、 知事と市町村長が協議して定める 効果的条例除外型 宮城県条例の

規定になっています。

#### 環境影響評価条例 (宮城 県

、市町村の条例との関係

第60条 る環境影響評価その他の手続につい 知事が認めるときは、 と同等以上の環境影響評価が行われると よりこの条例の規定による環境影響評 いの規定を適用しない。 規則で定めるところにより、 対象事業に関し、 当該対象事業に係 市町村の条例に この 価

2 他の手続については、 業に係る当該施行後の環境影響評価その 響評価その他の手続を行っている対象事 であって、 たに当該市町村の条例の対象となる事業 村の条例の施行の際、 長と協議して定めるものとする 前項の規定にかかわらず、 現にこの条例に基づく環境影 当該施行により新 知事が当該市町 同項の市

#### 6 申出除外型

関係) 合関係にある都道府県条例の適用関係 申出除外型とは、 を決定するものです。 市町村の申出により、 (除外 競

る条例 の汚染及び災害の発生の防止に関す 千葉県土砂等の埋立て等による土壌

0)

が 11

(市町村との関係

第30条 市町村がその地域の実情に応じて

> じ。 は、 することができる び第6条を除く。 ころにより、 講じ、又は講じようとする場合にあって 独自に土 当該市町村の長は、 の適用の除外を求める旨の申出を 一砂等の埋立て等に対する施 この条例の規定 以下この条におい 規則で定めると (第5条及 · て 同 策を

- 2 のとする の規定の適用を除外する日を告示するも の名称及び当該市町村についてこの条例 この条例の規定の適用を除外する市町村 知事は、 前項の申出 があったときは、
- 3 町 の規定は、同項に規定する日から当該市 ·村の区域においては、 前項の告示があったときは、 適用しない。 この条例
- 4 を受けるものとする。 現に第10条、 用されなくなった市町村の区域において 定にかかわらず、この条例の規定の適用 れている特定事業については、 3第1項の規定により許可を受けて行わ 前項の規定によりこの条例の規定が適 第13条第1項又は第21条の 前項の規

どの適用除外規定にもメリット・デメリット った単純な評価をすることはできません。 あるので、 適用除外規定を選ぶかは、立案者次第です。 都道府県条例の立案の際にいずれのタイプ どのタイプが優れているとかと

# 競合関係と抵触関係

2

と市町村の環境影響評価条例がある場合、 係は、 独立して、平等に適用され、執行されます。 重の負担を負います。 ずれの手続も踏まなければならないという二 二重となる場合があります。例えば都道府県 適用されることにより、 市町村条例との適用関係を定めた法律はな び規制的競合関係)、直接、 る場合(受益的競合関係、義務的競合関係及 町村条例が同一事務について競合して規律す く、両者に優劣関係もないことから、両条例は このうち、 これまで、述べたように都道府県条例と市 都道府県条例と市町村条例が重複して 規制的競合関係、 住民の現実の負担も 都道府県条例と 義務的競合関

条例ではない市町村条例が制定され、または するものではありません。このため、 消されない場合もあります。 容によっては、 用除外規定も万能ではありません。適用除外 除外規定が置かれているのです。ただし、 条例除外型の場合、 の規定を置かれていても、 したとおり、 こうした状況を回避するために、 条例の内容に応じて適切な適用 重複適用の問題が完全には解 全ての市町村条例を除外 適用除外規定の内 例えば、 右に解説 滴

解消されることなく残ることになります。 制定されている場合には、 都道府県条例との間には、 ところで、適用除外規定がない場合、 当該市町村条例と 重複適用の問題 重複

す。 的適用関係)を決定せざるを得ません。 例で当該禁止義務を解除するような場合です。 例と市町村条例間に抵触関係が生ずる場合で 生ずる場合があります。それは、 道府県条例と市町村条例との優劣関係 住民に負わせるのは酷であるとして、市町村条 止しているのに対し、そのような禁止義務を 力団員に対してみかじめ料を支払うことを禁 又は趣旨を損なう**排他的関係**をいいます。 条例と市町村条例において、 適用の問題だけではなく、 こうした抵触関係を解消するためには、 執行することが、 抵触関係とは、競合関係にある都道府県 都道府県の暴力団排除条例で住民が暴 他方の条例と矛盾し、 より深刻な問題が 一方の条例を適 都道府県条

優劣関係を定める憲法上、 のように(憲法第94条、自治法第14条第1項)、 例との関係については、 の規定はありません。 ところが、 現在、都道府県条例と市町村条 法律と条例との関係 あるいは、 法律上

別区は、当該都道府県の条例に違反し、その 事務を処理してはならない」(自治法第2条 地方自治法には、 市町村及び特

4

村条例についての優劣関係を定める直接の規 になされていること(市町村優先の原則)から えられるからです。2000年の第一次地方 合などに、都道府県条例に違反してはならな 受けて都道府県の事務を執行する、あるいは、 とは困難です。同項後段は、市町村が委任を 的なルールを定立したものであると解するこ 段の規定は、 第16項後段)との規定はありますが、(計4) 定であると解することは適切ではありません。 しても、 自治体としての市町村の位置付けがより明確 分権改革法において、 都道府県内の一法人として業務を遂行する場 いといった趣旨を定めるものに過ぎないと考 自主立法である都道府県条例と市町 条例間の優劣関係について一般 住民自治を担う基礎的 同項後

### 条例間の抵触関係の調整 3

特別の定めがあるものを除く外、条例で必要 道府県は、 される前の旧地方自治法第4条第3項は、「都 前項の規定による都道府県の条例に違反する な規定を設けることができる」とし、 項は、 2000年に第一次地方分権一括法が施行 「行政事務に関する市町村の条例が 市町村の行政事務に関し、法令に 同条第

> ときは、 する」と定めていました。 当該市町村の条例は、これを無効と

する事務と解されていました。 はありません。 と市町村条例が行政事務に関して抵触する場 住民に義務を課し、又は権利又は自由を制 なくなったことから、 行政事務という区分の事務が、 いのですが、営業規制、迷惑行為の禁止など 合の調整規定 このうち、 行政事務とは、 (旧自治法第14条第4項) 当然に削除され、 法律 地方自治法上 都道府県条例 にの定 義は

肢が考えられます。 条例が適用される、 の条例が適用される、 係が生じた場合には、どのように両者の関係 ①住民により近い地方公共団体である市町村 いずれの条例を適用されるべきでしょうか。 は、調整されるべきでしょうか。 では、現行地方自治法上、 といったいずれかの選択 あるいは、 条例間に抵触関 換言すれば、 ②都道府県

域では、 ことから適切ではありません。また、 れか一方の条例しか適用されず、不利になる なります。また、受益的競合関係が生ずる領 む都道府県住民全体の意思を否定することに このように解すると、当該市町村の住民を含 政策を尊重するという点で、優れていますが ①の考え方は、基礎自治体である市町村の 競合する市町村の住民にとっていず 実定法

上の根拠を見いだすことも困難です。

との規定を類推適用することが可能です。 体の行為は、これを無効とする」(同条第17 すると、合理性があります。 及び「前項の規定に反して行った地方公共団 ない」(自治法第2条第16項後段)との規定 府県条例に反し、 方の場合、 含めた都道府県民全体の意思であることから も有していること、 含む広域的団体であり区域内の政策調整機能 ②の考え方は、 市町村及び特別区は、 都道府県が市町村の区域 その事務を処理してはなら 都道府県条例が市 また、 当該都道 ②の考え 町村を 項 东

ると思われます。 との関係を直接定める規定であると解してい 実務、 はあるものの、 後段・第17項は、 を同じくするものが少なくありません。ただ、 府県条例の優先的適用の範囲についての違い 実務は、②の考え方を採っています。 学説ともに、 学説でも実務と基本的に立場 都道府県条例と市町村条例 地方自治法第2条第16 都道

競

た現在、 解することは困難です。 礎自治体としての位置付けがより明確化され 事務の枠組みが廃止され、 直接の規定が地方自治法上にあると積極的に いかし、第一次地方分権改革により、 条例間においても優劣関係を定める また、 市町村の基 行 政

13

よって、 都道府県条例と市町村条例が抵 触

ŋ

せん。両条例が競合関係にあり、かつ、抵触るすべての場合に適用されるわけではありま 後段・第17項を直接適用するのではなく、 消する目的で、 関係にある場合に限って、 16項後段・ でしょう。 推 関係を生じた場合、 :適用するという考え方を採らざるを得ない 第 17 このように、 項は、 例外的に類推適用されるも 地方自治法第2条第16 両条例が競合関係にあ 地方自治法第2条第 当該抵触関係を解 類 項



#### 条例 間 の 抵触関係 の 発見

この場合、 を定める市町村条例の規定がある場合です。 務違反の行為に対して、 行為に対し、10万円以下の罰金刑しか科さな がほとんどです。 かです。 例との間に抵触関係があることは文面上明ら 厳し 都道府県条例の規定がある場合、 合関係にあれば、 前 抵触関係にあるのかどうかが不明な場合 述 の暴力団排除条例の例のように排他的 い罰則を設けることを許容してるかど しかし、そのような例はむしろまれ 都道府県条例が、 例えば、特定の義務違反の 都道府県条例と市町村条 30万円以下の罰金刑 市町村条例でよ 同一の義

うかが問題になります。

しては、 られるのでしょうか 道府県条例の市町村条例に対するスタンスと かにならなければ、 なスタンス 道府県条例が市町村条例に対して、 有無を判断することはできません。 このような規制的競合関係がある場合、 どのような種類の趣旨のものが考え (態度) を採っているのかが明 両者における抵触関係 では、 どのよう 都 Ĝ 都 0

あると考えられます。(注語) 小限規制及び最大限規制のいずれかの趣旨で スとしては、 都道府県条例の市町村条例に対するスタン 大きく分けると、 標準規制、 最

を緩和したりすることを許容するスタンスで 町村条例が競合して規制を強化したり、 れる標準規制として定めたものであって、 を最も尊重するスタンスといえます。 府県条例が当該都道府県の区域全部に適用 このうち、 基礎的自治体である市町村の自主立法権 標準規制のスタンスとは、 都道 市

規制を確保でき、 スです。 るなどの上乗せ規制に限って許容するスタン 最小限度の規制を定めたスタンスであって、 条例が当該都道府県の区域全部に適用される 市町村条例が競合して規制の度合いを強化す 次に最小限規制のスタンスとは、 都道府県は区域内における最小限の 市町村は立法事実に応じた 都道 府県

図15-1: 各スタンスの特徴

度合いを強化する

などの上乗せ規制

都道府県条例が当

該都道府県の区域

全部に適用される

最大限度の規制で

あって市町村が競

合して、規制度合

いを強化したり、

規制度合いを緩め

るなどの上乗せ規

制や規制の緩和を 許容しないもの

を許容するもの

| 図15-1:各スタンスの特徴 |                                                                                                                               |       |       |                                              |                                          |               | な              | 競もめて          |                |                | れ             | れ府見           |              |                |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|----------------------------------------------|------------------------------------------|---------------|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|---------------|--------------|----------------|
| スタンス           | 内 容                                                                                                                           | 上乗せ規制 | 規制の緩和 | 主なメリット                                       | 主なデメリット                                  | る事務の統         | いことにな          | 合関係にあ         | 許容しない          | るなどの上          | 規制度合い         | る最大限度         | 県条例が当該       | 最後に、最          |
| 標準規制           | 都道府原<br>原県県<br>原県県<br>原原の<br>原の<br>のの<br>にで<br>のが<br>で<br>のが<br>で<br>のが<br>のが<br>のが<br>のが<br>のが<br>のが<br>のが<br>のが<br>のが<br>のが | 可能    | 可能    | 市町村は、都道府県の規制内容とは関係なく、立に応展開できた。               | 都道府県の区域における事務の統一的、<br>平等的執行を確保することができない。 | 一的、平等的執行を確保する | ります。都道府県は区域内に、 | る独自の市町村条例は制定で | スタンスです。結局のところ、 | 乗せ規制や規制の緩和をいず、 | を強化したり、規制度合いを | の規制であって市町村が競合 | 都道府県の区域全部に適用 | 大限規制のスタンスとは、都能 |
| 最小限規制          | 都道府県の区域全<br>部に適用される最<br>低限度の規制を定<br>めたものであっ<br>て、市町村条例が<br>競合して、規制の                                                           | 可能    | 不可    | 都道府県条例<br>に定める最小<br>限の規制レベルを確保でき、市町村は、立法事実に応 | 市町村は、立<br>法事実に応じ<br>た規制の緩和<br>ができない。     | こにより標         | お 次の大          | き (1) 標       | う、<br>しょう。     | れ的にどの          | 緩 る場合が        | しかについ         | さ が市町村       | 道 このよ          |

都道府県内統

一規制とな

り、市町村の

権限で、立法

事実に応じた

政策が、全く

展開できな

V10

とはできますが、 対 応はできません。 市町村は立法事実に応じた

ます。

より厳し

い規制による対応をすることができ

このようなスタンスのうち、 か少なくありません。この場合、 11条例に対してどの立場を採っている て、 ような解釈規定があるか確認しま 都道府県条例の解釈規定で定め 都道府県条例 具体

# 準規制であることを定める例

**標準規制のスタンスを採ることを明ら** 八分県条例、 熊本県条例は、 解釈規定

が許容された状態となり、 のではないので、 て何らかの調整が必要な場合があります。 もともに適用されます。 府県条例と市町村条例の適用区分を定めたも かにしています。 こうした解釈規定は、 都道府県条例も市町村条例 このため、 両者の適用につ 重複規 都道 制

### 【標準規制の例】

# 大分県生活環境の保全等に関する条

第 市町 69 条 市町 村 '村の条例との関係 0) この条例の規定は 区域の自然的社会的諸条件に応 市 町 村 が当該

はない

必要な規制を定めることを妨げるもの

じて、

生活環境の

保全等に

関

条例で

で

# 熊本県野生動植物の多様性の保全に

、市町村条例との関係

関する条例

じて規制の上

乗せができ

都道府県の区

域における事

務の統一的、 平等的執行を

確保すること

ができる。

る。

不可

第 55 条 この条例の規定は、 市町村 が、 そ 保

とを妨げるものではない

護に関

条例で必要な規制を定めるこ

の地域の実情に応じて、

野

生 一動植物

0

### 2 最小限規制であることを定める

規制 次 のスタンスを採ることを明らかにして の北海道条例は、 解釈規定により最小限

最大限

ません。 条例との間で、 したがって、 抵触関係が生ずることはあ 規制を上乗せする市町村

整が必要になる場合があります。 ることになるので、 都道府県条例と市町村条例が二重に適用され れますが、法解釈上、当該市町村の区域では 適用する扱いがなされることが多いと考えら この場合、 実務上、 適用に関し、 市町村条例を優先的に 何らかの調

ることになります。 と解される結果、 該市町村条例が北海道条例との関係で、 ことになります。この結果、 当該市町村の条例は、 例の規制よりも緩やかな規制を定める場合、 条第16項後段・第17項の類推適用により、 上乗せ規制に対し、市町村条例で北海道条 北海道条例のみが適用され 北海道条例と抵触する 地方自治法第2 無効 当

### 【最小限規制の例】

# 北海道スパイクタイヤ対策条例

、スパイクタイヤの使用規制

第6条 除く。 にセメント・コンクリート舗装又はアス める自動車その他規則で定める自動車を 律第105号) パイクタイヤを装着した自動車を路面 を運行し、 自動車(道路交通法(昭和35年法 以下この条及び第9条において同 第39条第1項の政令で定 又は運行させる者は

> せないように努めなければならない。 期間には運行しないように、 パイクタイヤ使用抑制期間の欄に掲げる 使用規制期間の欄に掲げる期間には運行 げる地域ごとに、 ファルト・ く。)において別表の地域区分の欄に掲 いる道路 又は運行させてはならず、 (規則で定める道路の部分を除 コンクリー 同表のスパイクタイヤ ト舗装が施されて 又は運行さ 同表のス

2 境大臣が指定地域として指定した地域に 律第55号)第5条第1項の規定により環 の発生の防止に関する法律 いては、適用しない。 前項の規定は、スパイクタイヤ粉じん (平成2年法

(市町村の条例との関係

第 10 条 例で、 該地域におけるスパイクタイヤを装着 の健康を保護し、 同条の規定による規制によっては、 地域の自然的、社会的条件から判断して、 た自動車の道路における運行に関し、 ることが十分でないと認めるときは、 ものではない 第6条の規定は、 必要な規制を定めることを妨げる 又は生活環境を保全す 市町村 が、 住民

25条第1項)、暴力団事務所の開設又は運営 スタンスを採るとしていますが 次の広島県条例の規定は、 原則 同条例第 標準規制

0

2項)。 スを採ることを明らかにしています に係る規制については、 最小限規制のスタン (同条第

ります。 結果、広島県条例のみが適用されることにな 市町の条例は、 項後段・第17項の類推適用により、当該市町 なります。この結果、 緩やかな規制を定める市町条例の場合、 係る規制について、 条例が広島県条例との関係で無効と解される このため、 暴力団事務所の開設又は運営に 広島県条例と抵触することに 広島県条例の規制よりも 地方自治法第2条第16 当該

### 広島県暴力団排除条例

市 一町の条例との関係

第 25 条 ため、 妨げるものではない の実情に応じて暴力団の排除を推進する この条例の規定は、 条例で必要な規制を定めることを 市町が、 地 域

2 ない。 は運営に係る規制を緩和することができ 例 前項の規定にかかわらず、 前条による暴力団事務所の開設又 市町 は、 条

# (3) 最大限規制であることを定める例

しています。 規制を定めることを妨げるものではない」と める事項以外の事項について、条例で必要な 次の千葉県条例の規定は、 瞥見すると、 同規定は、 「この条例で定 単に市

正とを宣言しただけのように読めます。しかし、わざわざ、「この条例で定める事項以外し、わざわざ、「この条例で定める事項以外の事項について」と断っているので、単に市町村条例による横出し規制を認めることの確認規定ではなく、千葉県条例で既に規律対象となっている事項について市町村の条例で重となっている事項について市町村の条例で重ねて規律することを許容しない趣旨を包含するものであると解されます。

果、千葉県条例が適用されることになります。 現と同一事項について市町村条例で規定した 切と同一事項について市町村条例が、上乗せ的内容を持 切に抵触すると解されます。この場合、地方 自治法第2条第16項後段・第17項の類推的適 自治法第2条第16項後段・第17項の類推的適 自治法第2条第16項後段・第17項の類推的適 目治法第2条第16項後段・第17項の規律事 でのように解すると、千葉県条例の規律事

### 【最大限規制の例】

### 千葉県環境保全条例

市町村条例との関係

例で必要な規制を定めることを妨げるもりで定める事項以外の事項について、条境の保全上の支障の防止に関し、この条例で定める事項以外の事項について、環

ではない。

# 神奈川県地球温暖化対策推進条例

(市町村の条例との関係)

を定めることを妨げるものではない。 の自然的社会的条件に応じて、地球温暖の自然的社会的条件に応じて、地球温暖の自然的社会的条件に応じて、地球温暖

# に関する条例(兵庫県)産業廃棄物等の不適正な処理の防止

(市町条例との関係)

定めることを妨げるものではない。 第43条 第4章及び第5章の規定は、市町 が、その地域の自然的社会的諸条件に応 が、その地域の自然的社会的諸条件に応 外の事項について、条例で必要な規制を 外の事項について、条例で必要な規制を

う確認規定ではなく、 町村条例による同一目的外の規制を許すとい 読めます。 規制を許容することを宣言しただけのように 同規定は、 ものではない」としています。 ら、 は別の見地から」と断っているので、 ると解されます。「この条例とは別の見地か 次の群馬県条例の規定も最大規制の例であ 条例で必要な規制を定めることを妨げる 単に市町村条例による別目的での しかし、 わざわざ、「この条例と 群馬県条例で規律対象 瞥見すると、 単に市

れます。
許容しない趣旨を包含するものであると解さ持って、市町村の条例で重ねて定めることは、となっている事項について、同一の目的を

的で同 例が適用されることになります。 条第16項後段・第17項の類推的適用により、 町村条例が、上乗せ的内容を持つものか、 市町村条例が無効と解される結果、 ると解されます。 和的内容を有するものかどうかにかかわら このように解すると、 当該市町村条例は、 一事項を規律対象とした場合、 この場合、 群馬県条例に抵触す 群馬県条例と同 地方自治法第2 群馬県条 当該 三目 市

# 群馬県の生活環境を保全する条例

(市町村条例との関係)

規制を定めることを妨げるものではない。 生活環境の保全等に関し、当該市町村の区域の自然的、社会的条件に応じて、この条例とは別の見地から、条例で必要なの条例とは別の見地から、条例で必要な

容易になります。村条例間の抵触関係の有無についての判断はには、当該規定により、都道府県条例と市町に対するスタンスを示す解釈規定がある場合以上のように、都道府県条例の市町村条例

うでしょうか。都道府県と市町村の役割分担しかし、こうした解釈規定がない場合はど

れます。
小限規制であると解される場合が多いと思わからすると、実務では、都道府県条例は、最

現実の市町村の条例制定、適用に当たって現実の市町村の条例制定、適用に当たっておけ術的助言や情報の提供を求め(自治法第技術的助言や情報の提供を求め(自治法第は、都道府県の担当部署に問い合わせにより、



府県は対応できません。 村条例に基づく事務を執行しない場合、 が生ずることはありません。 を定めた場合、 点から適切といえるでしょう。 (注1) 適用関係は明確になるので、 外規定を置くことは、 条例を執行することを前提にすると、 都道府県、 競合する事項について、 市町村がともに責任をもって、 都道府県条例と市町村条例の 効率的な事務執行の観 原則、 市町村が ただし、この場 適用除外規定 競合関係 適用 都道 市町

当たっては、

両条例間で調整する必要性が生

条例が互いに尊重される方式ですが、

適用に

町村条例のいずれもが適用されます。双方のは、抵触関係にない限り、都道府県条例、市適用除外規定を設けない場合に当たって

町村条例に定められた適用除外規定は都道府

|  | 図15-2:適用除外規定と解釈規定 |        |      |    |                               |                                     |                                                       |  |  |  |
|--|-------------------|--------|------|----|-------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------|--|--|--|
|  |                   |        |      |    | 都道府県条<br>例と市町村<br>条例の抵触<br>関係 | 適用関係                                | 特徵                                                    |  |  |  |
|  |                   | ā<br>Ŋ |      |    | 原則、抵触関係は生じない。                 | 都道府県条例<br>と市町村条例<br>いずれかが適<br>用される。 | 都市で生い合町い場がで生い合町がな競市な所をしているが合対で生いるが合対でをしているができれているがない。 |  |  |  |
|  | 適用除外規定            | なし     | 解釈規定 | あり | 抵触関係の有無は明確である。                | 抵触関係にな<br>い限り、都道<br>府県条例と市          | 都市で生る務行あ県と間があ事執で府こ抵                                   |  |  |  |
|  |                   |        |      |    | <b>坩</b> 触 題 <i>医 の</i>       | 町村条例のいずれもが適用<br>される。                | 触関係が生じない限り、都道府<br>県条例と市町村<br>条例がともに適                  |  |  |  |

抵触関係の

有無は明確

でない。

なし

です。 ずる場合があります。 に抵触する場合、 た適用除外規定の内容が都道府県条例の趣旨 町村条例に優劣関係がないため、 除外規定を設けることは、都道府県条例と市 なお、 第 17 しかしながら、 市町村条例中に都道府県条例の適用 項の規定の類推適用により、 地方自治法第2条第16 市町村条例に定められ 理論上可能 当該市 項後

に置く必要があるのです。外規定は、市町村条例ではなく都道府県条例よって、適用関係を明確にするための適用除果条例との関係において無効となります。

とが重要です。 とが重要です。 に執行するために、都道府県と市町村は 果的に執行するために、都道府県と市町村は 果的に執行するために、都道府県と市町村は

る。

用されるため、

いずれの条例が

適用されるかに ついて、調整が

必要な場合もあ

注

- いとする。 町村条例の関係には本質的な優劣は存在しな野社、2007)88頁は、都道府県条例と市学社、2007)86頁は、都道府県条例と市町村条例』(慈
- 被規制者から見た場合二重の危険にさらさ 2012) 192頁は、 釈原則は、 には れ、人権保護の見地から望ましいことではな 道府県条例と市町村条例のように立法者が異 間の優先関係を明らかにするものであり、 といった解釈原則により、 形式上優劣関係はない。 いとする なる場合、 なるようにも思われる。 都道府県条例と市町村条例とは、 塩野宏『行政法Ⅲ 「特別法優先の原則」、 これらの解釈原則は適用されない。 同一立法者により定立された法規 規制条例にあっては [第4版]](有斐閣 しかし、 このため、 適用関係が明確に 「後法優先の原則 これらの解 両者 原 剿 の間 法
- (4)第一次地方分権改革法施行前の旧地方自治法第2条第15項後段(現自治法第2条第16項法第2条第16項後段)の解釈について、阿部泰隆『政策法学と自治体条例』(信山社、1999)132頁は、市町村条例が都道府県条例に違反してはならないという規定ではないとする。これに対して、原田尚彦『地方自治の法としくみ〔全対して、原田尚彦『地方自治の法としくみ〔全対して、原田尚彦『地方自治の法としくみ〔全対して、原田尚彦『地方自治の法としくみ〔全が記》が、第一次地方分権改革法施行前の旧地方自治法第2条第15項と対して、原田尚書のであるとする。
- (5)塩野・前掲注(3)192頁は、地方自治

- 、一い上で。 市町村条例の関係につき定めたものではな 法第2条第16項について、直接には県条例と
- (7)原田・前掲注(4)72頁 規定した条文は自治法には存在しないとする。 (6)澤・前掲注(1)65頁も、条例間関係全般を
- 7 8 利を制限する条例 のは、都道府県の条例が義務を課し、又は権 のである。もっとも、この後段の適用を見る 違反して事務処理をしてはならないとするも あることから、その区域内の市町村もこれに 問題として、都道府県の条例は全域に効力が なく、 ものである。しかし、このことは、 らを包括する都道府県の条例の優先を認めた 段の規定は、市町村及び特別区に対し、それ 方自治法第2条第16項後段について、 改訂版〕」(学陽書房、 とする。 は市町村の上位の団体であるということでは 松本英昭 原田・前掲注 都道府県と市町村の関係の調整に係る 新版 (法12) についてである 逐条地方自治法 2013) 69頁は、 都道府県 「本項後 〔第7次 地
- 9)長野秀幸『法令読解の基礎知識〔第1次改訂版〕』(学陽書房、2014)150頁は、地方自治法第2条第16項後段・第17項の規定があることを理由に、「都道府県条例と市町村条例が競合し、かつ相互の条例に矛盾抵触するものがある場合には、都道府県条例が優先るものがある場合には、都道府県条例が優先
- 斐閣、2015)227頁は、地方自治法第10)宇賀克也『地方自治法概説〔第6版〕』(有

- が優先することになろう」とする。条例と市町村条例が抵触する場合には、前者名条第16項後段・第17項を根拠に「都道府県
- (11) 北村喜宣『自治体環境行政法 [第6版]』(第一法規、2012) 41頁は、「地方自治法第2条第16項~第17項によれば、市町村条例は都条第16項~第17項によれば、市町村条例は都
- て、澤・前掲注(1)80頁以下参照。の新たな解釈、立法の方向性を示すものとし(12) 都道府県条例と市町村条例が抵触する場合
- (3) 宇那木正寛『自治体政策立案入門』(ぎょうせい、2015) 125頁
- (4) 斎藤誠『現代地方自治の法的基層』(有斐閣、2012)初出[2001、2002]2722012)初出[2001、2002]272頁は、「実務的には、抵触する内容の条例が定められた場合に解釈による処理を行うよりも、事前に不合理な二重規制を回避する方が重要である」とする。また、礒崎初仁『自治体政策法務講義』(第一法規、2012)234体政策法務講義』(第一法規、2012)234年政策法務の重要な課題であるとし、適用除外規策法務の重要な課題であるとし、適用除外規策法務の重要な課題であるとし、適用除外規策法務の重要な課題であるとし、適用除外規策法務の重要な課題であるとし、適用除外規策法務の重要な課題であるとし、適用除外規策法務の重要な課題であるとし、適用除外規策法務の重要な課題であるとし、適用除外規策法務の重要な課題であるとし、適用除外規策法が表面に対している。
- 15) 最近の地方自治法の改正で指定都市と当該指定都市を包含する道府県の間で政策調整を指定都市を包含する道府県の間で政策調整を